

実強化も図ります。

乳幼児の医療費助成については、入院についての助成対象を、現在の小学校就学前から中学校卒業までに引き上げ、乳幼児のみならず、義務教育中の児童生徒の保健の充実を図り健やかな成長を支援します。

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策支援のため、児童相談員を配置し、適切な窓口相談に努める等、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに関係機関との連携を密にし適切な支援を行います。

(3)障害児(者)の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、まちづくりにおいてとても重要であります。そのようなことから、障害をもつ町民が暮らしやすい社会をめざして策定した町障害者計画「ほのぼのプラン2009」及び障害福祉計画に基づき、継続的助成を実施している重度心身障害者の入院時食事療養費給付事業等、各種の生活支援

の推進並びに障害福祉の充実強化に努めます。

障害者の社会参加の促進については、県の福祉のまちづくり条例等の啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、外出支援事業のタクシー利用料助成事業等についても継続して実施に努めます。そして町主催の事業等における手話通訳の配置を引き続き行い、障害者の日常的な生活の支援を推進します。

精神保健福祉事業については、精神保健デイケア事業、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障がい者の社会復帰を支援します。

(4)ボランティア活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力あるふれあいのまちを築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、町社会福祉協議会が「ふれあいのまちづくり事業」の県指定を受け、ボランティア活動の基盤整備を図つてきました。今年度も同事業の継続を支援し、地域福祉の推進に意欲的に取り組めます。そして、同協議会で策定された第2次町地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアセンター、ボランティア

連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会等、小地域ネットワーク事業の充実・拡大にむけて支援します。

5 保健医療の充実

車社会による運動不足や食習慣の欧米化等、生活様式の変化さらには喫煙や飲酒等により、沖縄県男性の平均寿命が全国第25位に転落しました。女性の平均寿命も全国第1位を保っているものの、長寿県沖縄の地位が脅かされている状況の中、本町においても緊急に生活習慣病等の対策が求められております。本町ではこれまで、基本的な予防対策である各種健診や健康教育等を実施してきました。特に肥満が生活習慣病の温床になっていることから、今後も肥満対策を重点的に行う必要があります。

養成と育成、関係課との連携した健康づくり運動を強力に推進するとともに、栄養に関する教育及び技術指導を行い、生活習慣病を予防するための成人保健事業の充実強化に努めます。さらに、ライフステージ別に応じた食生活講座を実施し、学校や地域等と連携した健康づくりを推進します。また町民が主体となった健康づくり活動や、総合的な健康づくり対策を盛り込んだ『にしはら健康21』の推進と、

1年、高校3年のMR(麻しん・風しん)の予防接種率向上に努め、はしか0(ゼロ)をめざします。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、平成20年4月の制度開始後における制度の課題が多いことから低所得者層への軽減策等種々の改正が行われており、今後沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な給付事業を推進します。

「自分の健康は自分でつくろ」ことを目標に、各種健診の受診率の向上に努め、「町民減量革命」を推進し健康長寿をめざします。

国民健康保険については、引き続き町特定健診等実施計画に基づき特定健診・特定保健指導を実施し、被保険者への制度周知と受診勧奨に努めるとともに各種の保健事業と納税相談や徴収嘱託員制度等を活用した保険料の収納対策と医療費の削減を目的とする医療費適正化対策を推進します。

母子保健事業は、「次世代育成支援計画」に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を充分に行い、安心して産み育てるために、妊娠・出産・育児についての知識の普及、啓蒙、相談事業、疾病の早期発見、予防及び健康づくり事業の強化を図ります。今年度は妊婦健康診査の公費負担をこれまでの5回から14回へと拡充します。感染症を予防するため、予防接種事業を推進しておりますが、今後とも乳幼児予防接種の全面無料化を継続し、疾病予防につながるよう受診率を高めてまいります。また、今年度は乳幼児、中学

国保財政は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の施行により、これまでの老人保健拠出金に代わって新たに拠出することになる後期高齢者支援金が、老人保健拠出金と比較して縮減されることから、予算規模が縮小する見込です。しかし、保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあります。

このような状況の下で、保

険税収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、医療費の適正化に向けたレセプト点検を強化します。

6 産業の振興

(1)農業の振興

国は、「農政の大転換」と位置付けられた「新しい食料・農業・農村基本計画」を決定し、これまでの農業者を一律に助成する政策から、今後は一定の基準を満たした担い手へ絞り込む政策への転換を打ち出しました。このような中、本町においてもこれからの農業の担い手確保に真剣に取り組んでいくことが求められています。

さとうきびは、従来の最低生産者価格が廃止され、原料取引価格へ移行されるとともに、新たなさとうきび経営安定対策が導入されました。今後は、西原町さとうきび生産組合をはじめ、関係団体等とも連携を強化し、本町の基幹作物であるさとうきびの振興に努めます。

野菜等については、消費地に近い地理的条件を生かし、高品質で収益性の高い農作物の安定出荷をめざした都市近郊農業の確立にむけ推進するとともに、農業施設補助金等を交付し振興を図ります。

農地の流動化については、担い手の確保、後継者の育成、農地利用集積、遊休地の解消等が今後の農業を振興する上で大変重要であり、農業委員会及び関係団体等と連携を強化し積極的に取り組みます。

望ましい食生活の実現にむけた食育の推進及び地元農産物・食品を地元で消費する地産地消の推進を図ります。

畜産業は、飼料価格や燃料の高騰等の影響により厳しい経営状況にあります。町としては、今後とも混住化による環境問題に配慮しながら畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入、家畜予防注射等を実施し畜産業の振興を図ります。

(2)水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保にむけ、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、西原町船だまりの整備等の課題事項についても県と協議の上取り組みます。

(3)林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成等、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役

割を果たしています。このようなか、今年度は人工造林、施肥保育、雑草刈り、松くい虫被害木伐倒駆除等、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4)商工業の振興

国内経済の動向は、輸出や生産が減少し、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、不安定な動向が続き、未だ景気に不透明感が漂い、県内経済や中小企業を取り巻く経済環境は、今なお厳しい状況下にあります。

商工業振興については、町内に大型ショッピングセンターがオープンして以来、近隣市町村から多くの買い物客が訪れております。町商工会との連携を強化しつつ、既存商店と大型店舗が互いに相乗効果を高めながら共存共栄ができるよう努めます。また、工業専用地域の基盤整備(道路)や東崎商業地域への企業誘致、ふるさと資金を活用した誘致、企業立地に対する課税免除等を推進するとともに、地元企業への公共事業等の優先発注、町産品、県産品の優先使用等により、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢は、依然として深刻で厳しいものがあります。関係機関、企業等との

情報、意見交換の場として「西原町雇用対策本部(仮称)」を設置し、町民の優先雇用の要請についても、町内各企業の協力を得て推進します。東崎マリントウワンの整備とともに期待される観光振興については、既存の文化、歴史的资源と新しい観光資源の周知と利活用にも努め、産業の活性化を図ります。

7 安全で住みよい生活環境の整備

(1)道路網及び排水の整備
住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、道路網の整備拡充を重点施策として、年次的に事業の推進を図ります。

今年度も引き続き小那覇マリントウン線、兼久・仲伊保線、小波津川北線、小波津川南線、兼久・仲伊保線(北)、小那覇8号線の事業を推進するとともに、新規事業として森川翁長線の事業を図り、さらに兼久マリントウン線の早期事業化にむけて取り組みます。また各種道路・排水等についても、整備を引き続き取り組んでいきます。

県事業である小波津川河川改修事業については、河口付近の護岸工事が本格的にス

タートするため、県と連携しながら小波津川河川改修事業を推進します。

国道、県道の整備及び土砂災害等については、国・県に要請しながら、年次的に整備や事業化にむけて取り組みます。

(2)都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、今後引き続き町都市基本計画に基づいて策定された市街地整備プログラムの指針を踏まえ、市街地整備や道路、公園、下水道整備等、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。

マリントウン・プロジェクトについては、東崎公園、東崎都市緑地の整備も完了し、既に供用開始されております。土地分譲については、工業用地と住宅用地が平成19年度までに完売いたしました。また、商業用地は平成20年度に一部売却を行いました。残りについても引き続き早期処分を積極的に推進します。

下水道事業については、前年度までの整備済箇所を引き続き、小橋川、呉屋、小波津地内における面整備の拡大を図り、供用面積を拡大するとともに下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地